

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	ページ
1 森林の整備の現状と課題	4
2 森林整備及の基本方針	4
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
(3) その他必要な事項	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	6
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	6
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
2 樹種別の立木の標準伐期齢	7
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針	
2 天然更新に関する事項	10
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	12
(1) 更新にかかる対象樹種	
(2) 育成し得る最大の立木本数として想定される本数	
5 その他必要な事項	12
第3 間伐を実施すべき基準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき基準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の作業種別の標準的な方法	13
3 その他間伐及び保育の基準	13
4 その他必要な事項	14
(1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項	
(2) その他間伐及び保育に関する留意事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）	
(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を促進すべき森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	15
(1) 区域の設定	
(2) 施業の方法	
3 その他必要な事項	15
(1) 水資源保全ゾーン	
(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）	
(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）	

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	16
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	16
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進方向	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
	(1) 基幹路網に関する事項	
	(2) 細部路網に関する事項	
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
	(1) 林業機械化の促進方向	
	(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標	
	(3) 林業機械化の促進方策	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	21
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
	(1) 区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
	(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	
	(2) その他	
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	23
	(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
	(2) その他	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	23

3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	23

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	24
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域	
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	24
3	森林の総合利用の推進に関する事項	24
4	住民参加による森林の整備に関する事項	24
5	その他必要な事項	25
	(1) 特定保安林の整備に関する事項	
	(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法	
	(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	
	(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項	
	(5) 森林施業共同化重点実施地区	

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

本町は渡島半島の最北部に位置し、東は内浦湾に臨み、北は長万部川をさかのぼって、島牧村、黒松内町に接し西は今金町に南は八雲町に接しております。地形は、おおむね丘陵が起伏し、大部分が森林によって占められ、平地は内浦湾に沿って帯状に分布し地域の特性を生かした農業、水産業とともに長万部川、紋別川、国縫川をはじめ、その水源を担う林業の充実が本町においても欠かすことはできない。

本町の総面積は、31,076haで、森林面積は22,677haで総面積の73%を占めており、その内訳は、国有林12,038ha、道有林1,802ha、一般民有林面積8,809haとなっております。そのうちスギ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、3,274haとなっております。年齢構成では35年生以下の若い林分が848haで人工林の26%を占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要となっております。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山、自家用林から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらに広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

本町は、スギ、トドマツを中心とした人工林が多く、一般民有林については人工林の77%を占めております。森林整備は育林施策体系図を基本に適正な時期の保育事業を実施し、伐期を迎える林分については林業生産活動を通じた適切な森林整備、また長伐期を目標とする森林については、適切な森林施策を実施し、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要であります。

また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林3,604haにおいて、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の1社の林業事業体もCoC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施策の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施策森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施策森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について「生活環境保全林」、及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵（かん）養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施策が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹層からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に、優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能のあり方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。
文化機能			史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。	保健・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や住民等のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
生物多様性保全機能			原生的な森林生態系、希少な生物が息息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が息息・生育する森林。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日照遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・息息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹層からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る森林整備や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・息息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹層からなる森林。	希少な野生生物の生育・息生地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な森林整備や保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

- ① 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。
- ③ 次の地区についてはそれぞれの状況に合わせて施業を行うこととします。
（ア）富野地区においては、景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため広葉樹の育成を図るとともに歩道等の整備を促進することとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- （1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特長などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等を勘案することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、次表の林齢を基礎として、町内の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立地の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

（森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判断基準等にも利用されます。）

樹 種		標準伐期齢
人 工 林	スギ	50
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	トドマツ	40
	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

3 その他必要な事項

- (1) 適切な人工資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適正に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (2) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとします。

- (3) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地帯
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながる恐れが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
- なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (6) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマゲラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮することとします。
- (7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

また、Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

(ア) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

(イ) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとし、本町は道南特有の樹種であるブナやヒノキアスナロ（ヒバ）などが自生している地域でもあり、郷土樹種を保存する観点から、植栽樹種として考慮することとします。

特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根茎の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

(ウ) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

区 分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ(グイマツとの交配種を含む)、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、ブナ カンバ類、ドロノキ、ナラ類、アオダモ、エゾヤマザクラ、イチイ、クロマツ、ヒノキ、ヒバ、クリ、クワ、クルミ、シナノキ、キリ、 その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な樹種を選定することに努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

- b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c 地持ちは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に注意することとします。

- d 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植栽時期
春植	スギ	4月初旬～6月中旬
	トドマツ、カラマツ類、その他針葉樹、広葉樹	4月初旬～5月下旬
秋植	スギ、トドマツ、その他針葉樹	9月上旬～11月中旬
	カラマツ類、広葉樹	9月下旬～11月下旬

- e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(ア)のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植付の時期の配慮に努めることとします。

- f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基盤として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹 種					
	カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	トドマツ	ス ギ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	3, 000	2, 500	2, 500	4, 000
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 500	2, 000	2, 000	3, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	2, 000	1, 500	1, 500	2, 000

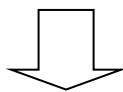
なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な本数を判断して行うように努めることとする。

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

長万部町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする。



長万部町森林整備計画で示すトドマツの標準的な植栽本数が2,000本/haであることから
 $2,000 \times 0.3 = 600$ となり、トドマツはおおむね600本/ha以上を植栽することとなります。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなどの高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数（注6）} \times 10$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3, 300本/ha
下層	10, 000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

特に、スギやトマツなどの人工林資源の保続を図るため、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林について指定します。

指定する森林の区域を別表3のとおり定めます。

(注) 上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ①保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ②保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- ⑤ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新にかかる対象樹種

ア 人工造林の場合

1 (1) による

イ 天然更新の場合

2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき基準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき基準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(ア) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木相互の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

(イ) 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹 種 (生産目標)	施 業 体 系	間伐の時期 (年)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ (一般材)	植栽本数：2,500本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：600本/ha	22	30	42	55	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満11年
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48	—	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢以上11年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	22	28	36	—	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満6年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	21	28	35	44	55	選木方法：定性及び列状 間伐率：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満8年

注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(ウ) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととします、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切におこなうこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ つる切り

つる切りは、育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を伐って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【下刈】

樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	○	○	○							
	秋		○	○	○						
トドマツ	春	○	○	○	○	○					
	秋		○	○	○	○	○				
スギ	春	○	○	○	○						
	秋		○	○	○	○					
アカエゾマツ	春	○	○	○	○	○					
	秋		○	○	○	○	○				

注】下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

【除伐】

樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			
スギ	春			△							
	秋				△						
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注】カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

○：下刈り △：つる伐り、除伐

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

- (1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林に関する事項
1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に掲載のとおりです。
- (2) その他間伐及び保育に関する留意事項
木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。
特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主な河川の上流に位置する水源周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発揮させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を促進すべき森林

ア 区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能維持等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹を図る施業、美的景観の維持、形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりに定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産林については、林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産等機能の評価区分が高い森林で自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

なお公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産林については、木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、林業施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

また、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の推進に努めます。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の育成に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林については、製材等の一般生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹 種	主 伐 時 期	仕立て方法	(参考)主伐時期の平均直径
カラマツ (ゲイマツとの交配種を含む)	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
スギ	70年	中庸仕立て	36cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定めます。

イ 施業の方法

水資源涵養林^{かん}における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩壊、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の78%と大半を占める。また、当町の一般民有林のうち、35%は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、山越郡森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の施業又は経営の委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進方向

当町の林業経営体の多くは、小規模零細型で分散している現状であることから適正な森林の管理が十分に行われないうおそれが生じる。こうしたことから、森林施業を計画的、重点的に行うため民有林関係機関が一体となって経営の指導を行い経営に対する意欲を喚起する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町は、林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多く林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し良質材の生産を目指すことは困難であるため森林所有者間での施業の共同化を図り合理的な林業経営を推進することとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意することとします。

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ③ 共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を促進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林整備を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

区分	作業システム	単位 路網密度:m/h a	
		路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム(注1)	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~)	架線系作業システム(注2)	20 <15> 以上	20 <15> 以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

(注3)「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない作業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等を活用したの車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に処理することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜 (30° ～)	チェーンソー	林内作業車	チェーンソー	グラップルローダ
		【短幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜 (15° ～30°)	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		グラップルローダ【短幹集材】		(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜 (0° ～15°)	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		グラップルローダ【短幹集材】		(ハーベスタ・プロセッサ)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備 考
豊津地区	1205ha	豊津黒岩線	6,300m		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成28年2月26日付け森整備第949号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単相林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領、民有林林道台帳について等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 拡張	種 類	区分	地 区	路線名	延 長 及 び 箇所数	利 用 区 域 面 積	前年 5 力年の 計画箇所	対 図 番 号	備 考
開設	自動車道		豊 津	豊津黒岩線	2.6-1	1205	○		起点：長万部町字豊津 終点：八雲町黒岩
〃	〃		栗 岡	栗岡	-1				
拡張	自動車道（改良）		美 畑	双葉共立線	-2				局部改良
〃	〃		〃	〃	-2				法面保全
〃	〃		蕨岱	ワラビタイ	1.1-1		○		局部改良

（２） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

４ その他必要な事項

（１）土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

（２）林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。

（３）林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします

第８ その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

ア 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援するものとします。

イ 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようになるとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

本町の森林の人工林は7齢級以下が大半であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、路網等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題である。

このようなことから、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むこととします。

- ①森林組合によるハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ②森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を確立
- ③間伐の早急な実施を維持するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進する

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状	将来
伐倒		チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、フェラバンチャー
造材		チェーンソー、ハーベスタ	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集材		林内作業車、グリップル	林内作業車、スキッド、フォワーダ
造林	地拵	刈払機、チェーンソー	同左
保育	下刈	刈払機	同左
等	枝打	人力、リモコン自動枝打機	同左

(3) 林業機械化の促進方策

森林施業は、森林組合が主体となり実施していることから、公共補助事業等のPRを推進し、事業量の安定的な確保を図ることにより、森林組合の経営的な基盤の強化を促進し、林業機械化による更なる施業の合理化を目指す。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、長万部町が策定した「長万部町地域材利用推進方針」（平成25年11月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用のなど、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

ア 木材流通の合理化

当町における素材の生産流通・加工については、製材工場が中小規模であり拡大もあまり望めない現状にある。

木材の流通に対する施策としては間伐を中心にその計画的実行を図り、一般材、集成材原料等の需要に対する原木の確保を図りその有効利用を目指す。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的・安定的な素材生産を行うため事業の共同・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

イ 木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOODブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図ります。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

ウ 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、大規模バイオマス発電施設の稼働状況や、地域の需要動向等を踏まえ、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

4 その他必要な事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け）28林整研第180号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害の発生、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、長万部町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツの植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めると共に試験研究機関と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

造林のための地拵え、もしくは病虫害の駆除等のため森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れを行う場合は、長万部町火入れに関する条例（昭和60年3月18日条例第1号）に基づき実施することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備 考
長万部町内全域	カシノナガキクイムシ被害対策のための伐採に適用

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても伐採を促進する指導等を行うことがあります。

(2) その他

(ア) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

(イ) 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定することとします。

1 保健機能森林の区域

単位 ha

森林の所在							備 考
地 区	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	その他	
該当なし							

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林保健機能森林の整備にあたっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体となった施設設備を、計画的かつ一体的にすすめるものとします。

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する数値で、主要な樹種別に次表のとおり定めします。

樹 種	期待平均樹高	備 考
スギ	25m	
カラマツ	18m	
トドマツ	25m	
その他	25m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備や交通の安全等の円滑な確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、長万部町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するにあたっては、次に掲げる事項について適切に計画することとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
該当なし		

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であることから、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携により、地域材を活用した高断熱・高気密・省エネルギーといったエコ住宅の普及を図るとともに、公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、木質バイオマスの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、木のぬくもりが感じられる町づくりに努めます。

新しい需要分野の開拓を進めるため、需要者ニーズを的確に把握し、それらに対応した木材加工の高度化を促進することとし、加工技術や高度利用技術の開発とともに質的低下の見られる天然林材の高次加工や間伐材を含む地域材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進することに努めます。

自然食品志向にも着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図り起業を推進します。

また、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

長万部公園周辺の森林については、とみのの森（生活環境保全林）等、森林とのふれあいの場として遊歩道も整備され、景観の維持向上を図るため、保育、間伐等を積極的に行うこととする。

また、隣接する体験の森では、体験・学習のための森林整備を行い、利用方法や地域の要請に対応したタイプごとに進めることとします。

また、長万部公園については、キャンプ場、バンガロー、管理施設、遊歩道等の整備はされており、今後もそれらの施設等を維持管理していくこととします。

施設の種類	現状		将来	
	対図番号	規模	対図番号	規模
とみのの森	富野	面積 7.76ha 遊歩道 1,835m	富野	
体験の森	富野	面積 53.88ha 遊歩道 1,950m	富野	・遊歩道の整備 ・森林環境の整備

4 住民参加による森林の整備に関する事項

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

5 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあつては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとする。

なお、「要整備森林」は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令等により立木の伐採及び植栽の方法等について制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととする。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となる。

なお、指定施業要件は、個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、次の3区分とする。

(a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)

(b) 択伐 (伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)

(c) 禁伐 (全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次ぎのとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林 (ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下の適切な面積とする。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とする。

(c) その他の保安林であつて、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては、20ha以下とする。

c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり、帯状に残存させなければならない。

d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とする。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算し、この率が10分の3を超えるときは、10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とする。

(ウ) 特例

a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができる。

b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とする。

c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとする。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とする。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければならない。
- b 植栽は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行う。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができるものとする。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとする。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 伐区の面積は、2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければならない。
第 3 種 特別地域	(1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うこととします。
立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ヘクタール未満となるよう留意することとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行う必要があります。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりです。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐です。
その他の森林にあっては、伐採種は定められていません。
- b 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととする。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は、次表のとおりです。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の 30%以内とする。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とする。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができる。 ① 伐採面積が1ha未満のもの ② 林経営計画で皆伐として計画されたもの

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

当町の人工林は35年生以下の林分が多くを占めているが、間伐の実施は十分ではないことから国庫補助事業等の活用による間伐の推進と併せこれまでに一度も間伐を行っていない森林が集团的に存する地区においては施業方法の十分な検討と集团的事業の実施に努め間伐を推進することとします。

(5) 森林施業共同化重点実施地区

「森林施業共同化重点実施地区」は、森林施業の共同化を組織的、効率的に行うことを旨とする区域であり、当該区域において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積	備 考
該当なし				